

町内会・自治会 配布物一覧表(5月16日回覧分)

No	内 容	配布方法	担当部署	内線番号	備考
1	市民清掃のお知らせ	班回覧	環境課	195	同封
2	「ふるさとにもどってこね奨学金」について	班回覧	教育総務課	622	同封
3	特設人権相談所開設について	班回覧	市民協働課 (市民相談センター)	187	同封
4	消費者トラブル防止チラシについて	班回覧	市民協働課 (市民相談センター)	187	同封
	以上				

・島原市役所(63-1111)

・有明支所(68-1111)



市ホームページ▼

市ホームページに町内会・自治会に関する様々な情報を掲載しています。毎月の市からのお知らせ(班回覧・世帯配布等)の有無についても、こちらのページでご確認できますので、ぜひご活用ください。



市民清掃について（お知らせ）

きれいな街づくりと生活環境の整備及び美化を推進するため、下記のとおり市民清掃を実施します。市民の皆様の積極的なご参加をお願いいたします。

市民清掃は、町内会を中心として公共的な場所の清掃を行う活動であります。

このところ、個人の庭の剪定枝や落ち葉などを市民清掃ゴミとして排出しているものが散見されますので、市民清掃本来の趣旨に沿った活動を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 6月2日（日）午前8時～ ※小雨決行
 ※悪天候の場合は、6月9日（日）に延期します。
 延期の場合は、防災無線により午前7時頃に放送します。
 ※9日が悪天候の場合は、中止します。
- 2 清掃場所 道路、公園、側溝などの公共的な場所
 ※個人の庭の剪定枝や落ち葉等は収集しません。
- 3 清掃の方法
 - （1）各世帯からふるってのご参加をお願いします。
 親子での参加の場合はお子さまの安全にも注意してください。
 - （2）雑草や木枝などの可燃物、空き缶、瓶などの不燃物及び側溝内の土砂は各々区別し、収集車の出入りできる場所にまとめて集積してください。
 ※木枝は、50cm程度の長さに切断し、ヒモで一締めにしてください。
 ※雑草や落ち葉は袋に入れてください。
 - （3）町内会で直接運搬できる場合は、前浜町の最終処分場に搬入してください。
- 4 実施後の連絡
 - （1）収集は当日行いますが、取り残しがある場合は、お手数ですが6月3日（月）にご連絡ください。
 - （2）当日の作業によりケガ等が発生した場合は、至急ご連絡ください。



みんなで街を
きれいにしよう！！

【お問い合わせ先】
 市民部環境課
 63-1111（内線195）
 担当：北島・寺田

町内会の皆様へ 市民清掃に関するお願い

市民清掃ごみの収集について、更なる効率化を図るため、次のことについてご協力をお願いします。

	確 認 事 項
1	清掃したゴミは収集車（2 t）が出入りできる場所にまとめる。 ※まとめる際に車両等に積み込んだごみは処分場近隣の町内会等で可能であれば、そのまま最終処分場に搬入してください。 
2	個人の庭の剪定枝や落ち葉等は収集しません。
3	空き缶・瓶などの不燃物はそれぞれ分別を行う。
4	木枝はヒモで一締めにくくる。 50cm程度の長さに切断する。 ※大木の丸太は収集できません。 
5	雑草や落葉は袋に入れる。 ※袋がない場合は奉仕袋を環境課及び各地区公民館に準備していますので、事前にご相談ください。 
6	側溝内の土砂は、袋に入れてできる限り一か所にまとめる。 ※農業用水路など大量に出る見込みの町内は、事前に環境課にご相談ください。

ご不明な点は環境課へお尋ねください。



みんなで街を
きれいにしよう！！

【問い合わせ先】

島原市 環境課 クリーン資源班
電話：63-1111（内線195）

市民清掃について（お知らせ）

本年1回目の市民清掃を下記により実施しますので、市民あげてご協力いただき、島原市の美しい環境づくりに多くの皆様のご参加をお願いします。

記

- 1 日 時 6月2日（日）午前中
 ※悪天候の場合は、6月9日（日）に延期します。
 延期の場合は、防災無線により午前7時頃に放送します。
 ※9日が悪天候の場合は、中止します。
- 2 清掃場所 道路、河川、公園、側溝などの公共的な場所
- 3 清掃の方法 各世帯からふるって参加し、上記場所の清掃をお願いします。
 親子での参加の場合は、お子さまの安全に注意してください。
 ※木枝は、できるだけ50cm程度の長さに切断してください。
- 4 土砂、草・木の搬入場所
 ○土 砂 有明の森フラワー公園東側土捨て場
 午前8時から正午までの間に搬入をお願いします。
 ○草・木 前浜町最終処分場
 午前8時から正午までの間に搬入をお願いします。
 ※大木の丸太は持ち込みできません。
- 5 可燃物、空き缶等の不燃物
 清掃奉仕用のゴミ袋に入れ、各自治会のゴミステーションへそれぞれの収集日に出してください。
- 6 その他
 当日の作業によりケガ等が発生した場合は、至急ご連絡ください。



みんなで街を
きれいにしよう！！

【お問い合わせ先】

- 市民部環境課
 63-1111（内線195）
 担当：北島・寺田
- 有明支所福祉環境窓口
 68-1111（内線506）
 担当：山岸

令和6年度

ふるさとにもどってこね奨学金奨学生を募集します！！

～ 将来、島原市にUターンし、地元で活躍する意志のある人に奨学金を貸与します ～

大学等卒業後、市内に居住し、地元で就業した場合
奨学金返還金の**全額を免除**します！

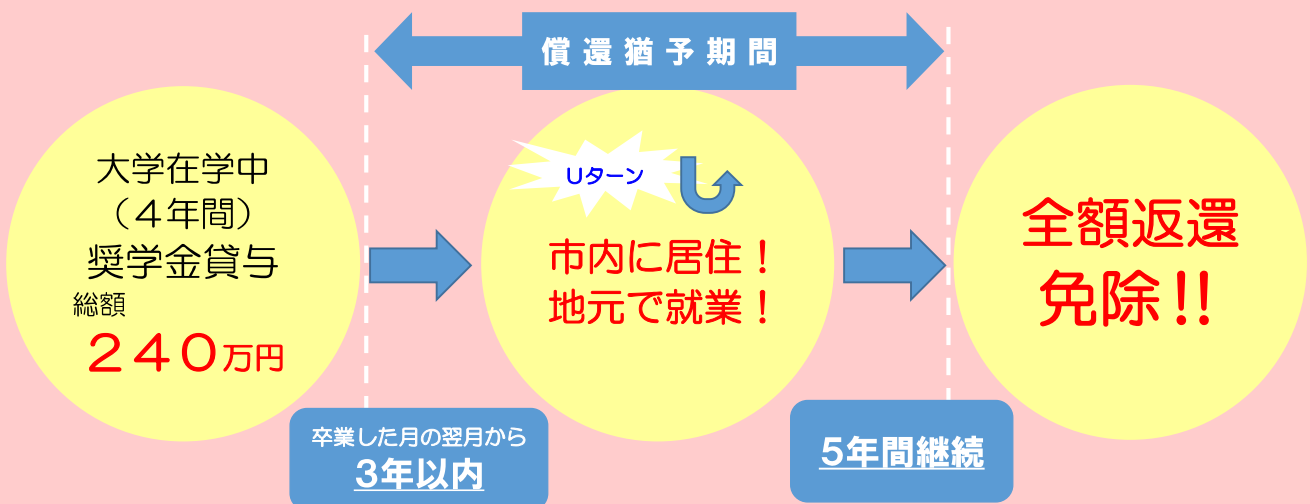


奨 学 金 の 内 容

対 象 学 校 : ①大学 ②短期大学 ③専修学校（専門課程） ※通信教育除く
貸 与 金 額 : 月額5万円（年額60万円）
貸 与 期 間 : 在学している大学等の正規の修業期間
返還免除条件 : 大学等を卒業後、3年以内に市内に住所を有し、その後、5年間継続して就業（アルバイト等の非正規雇用を除く）した場合、貸与を受けた奨学金の全額を免除

奨 学 金 返 還 免 除 ま で の 流 れ

例）大学4年間奨学金の貸与を受けた場合



※要件を満たさなくなった場合は、全額返還していただくことになります。

出 願 資 格

次の**すべての要件**を満たす人

- ☐ 本人または法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない人
- ☐ 大学等に在学している人（令和6年度に新入学した人に限る。）
- ☐ 経済的理由により修学が困難な人
- ☐ 学業成績が優秀（高等学校の5段階評価の平均値が「4.0」以上）で、かつ品行方正な人
- ☐ 大学等を卒業後、市内に帰郷し就業する意志がある人

応 募 期 間

令和6年6月1日(土)～6月21日(金)【必着】

- ◆ 提出書類・応募方法及び制度の詳細については、島原市ホームページをご覧ください。
- ◆ 「貸付型奨学金しおり」・「ふるさとにもどってこね奨学金しおり」を教育総務課、本庁1階総合案内に備え付けています。

お問い合わせ先

島原市教育委員会 教育総務課

☎0957-68-1111（内線621）

人権擁護委員

～あなたの街の相談パートナー～

班
回
覧

特設人権相談所を開設します。

イラスト・工藤美智子

皆さんの問題解決の
お手伝いをします。

ひとりで悩まずご相談ください。

みんなの人権110番

ゼロ ゼロ みんなの ひやくとおぼん

 **0570-003-110**

子どもの人権110番 (通話料無料)

ゼロ ゼロ ななの ひやくとおぼん

 **0120-007-110**

女性の人権ホットライン

ゼロ ナナ ゼロ の ハートライン

 **0570-070-810**

お問合せ先

長崎地方法務局 人権擁護課 ☎.095 (820) 5982
長崎地方法務局 島原支局 ☎.0957 (62) 2513
長崎地方法務局 平戸支局 ☎.0950 (22) 2263
長崎地方法務局 五島支局 ☎.0959 (72) 2261

長崎地方法務局 諫早支局 ☎.0957 (22) 0475
長崎地方法務局 佐世保支局 ☎.0956 (24) 4850
長崎地方法務局 壱岐支局 ☎.0920 (47) 0164
長崎地方法務局 対馬支局 ☎.0920 (52) 6463

6月1日(土)

10時～15時

森岳公民館

有明公民館



人権イメージキャラクター
人 KEN まもる君



人権イメージキャラクター
人 KEN あゆみちゃん

長崎地方法務局 長崎県人権擁護委員連合会

詳しくはホームページをご覧ください。

長崎県人権啓発活動ネットワーク協議会





●トピックス(1～2) ●トラブル事例(3) ●お知らせ(4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポート(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。

ご用心!! 災害に便乗した悪質商法・詐欺

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

これまでも地震や大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

特に最近は「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使えろ」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が多く寄せられています。

こうした悪質商法以外にも義援金詐欺の事例が、過去において複数報告されています。被災地から遠く離れている本県においては最も警戒すべき事案です。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。



過去の相談事例

工事、建築に関する事例

- 認知症の父が来訪した工事業者に勧められ、不要な屋根修理契約をしてしまった
- 台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示され、仕方なく支払ったが納得できない
- 屋根の無料点検後、このまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた
- 豪雨で雨漏りし修理してもらったが、さらにひどくなった
- 工事終了後に当初の見積もりよりも高い金額を請求された



「保険金」を口実にした勧誘に関する事例

- 「損害保険で雨どいの修理ができる」と業者の訪問を受けた。せっかくなのでドローンを使って屋根の撮影もしてはどうかと言われ、お願いした。不安になったので断りたいが、業者と連絡が取れない。

「保険金」を口実にした勧誘に関する事例（続き）

- 3年前に起きた災害の被災地調査員を名乗り、保険請求期限まで半年を切ったので、保険金請求のためのサポートをされると言われ、契約したがクーリング・オフしたい。
- 台風の後片づけをしていたら、業者が来訪し、損害保険を使って無料で雨どいの修理ができる、経年劣化で壊れたものも保険でできると言われた。不審だ。
- 先日の台風で雨どいが壊れ外壁もはがれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を依頼したがやめたい。



寄付金、義援金に関する事例

- ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった
- 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた

対応方法・アドバイス

工事、建築

- 修理工事等の契約は慎重にしましょう
- 契約を迫られても、その場では決めず、できれば複数の業者から見積もりを取って比較検討しましょう
- 契約後でも、クーリング・オフができる場合があります

「保険金」を口実にした勧誘

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう
- 経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう

寄付金、義援金

- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう
- 金銭を要求されても、決して支払わないでください
- 公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません
- 寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう

（出典：国民生活センター公表資料）

【結びに代えて】

地球温暖化による気候変動で、私たちの周りでもいつ発生するかわからない大規模災害。残念なことに人の不幸を食い物にする悪質業者が存在することも事実です。ここで紹介した事例を自分事として、災害への備えを怠ることなく、消費者トラブルにあわないようにしてください。

海産物の悪質な電話勧誘販売 ～親切心に付け込み送り付けも～



昨日、「以前購入された方に電話をしています。現在日本の海産物が海外に輸出できず、売れないので助けてください」と電話があった。長時間の勧誘に、断り切れず応じてしまった。よく考えたら、3万円と高額で1人暮らしでは食べきれないので、断ろうと思い業者に何度も電話するが、つながらない。どうすればよいか。

（80代、女性）



一部の国・地域による日本産の海産物の輸入規制強化を悪用し、消費者の親切心に付け込む内容の勧誘（「困っているので支援してほしい」など）が頻発しています。また、購入を断っても後日商品が届くなど、送り付けられた事例も少なくありません。トラブルにならないため、次の点に注意してください。

- ①電話で勧誘を受けた際▽必要以上に情に訴えてくる▽話の内容に覚えがない▽おかしい点がある▽連絡先を教えてくれない▽勧誘が強引—など、少しでも不審な点があった場合は、相手と話し込まずにきっぱりと断る。
- ②事業者からの電話勧誘を受けて承諾してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメールなどにより、生鮮品でもクーリングオフを行うことができる。（不明な場合は最寄りの消費生活センター・相談窓口にお尋ねください）。
- ③購入を承諾していないのに一方的に商品を送り付けられた場合は、送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を控え、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにする。

クレジットカードの不正利用被害 ～ネット上の情報入力に注意～



5日前、クレジットカード（以下、カード）会社から、残高不足で引き落としできないとの書面が届いた。預金残高は、十分あったはずなのでカード会社に問い合わせたら「4カ月前と5カ月前の決済で電子マネーにチャージされたもので、決済日より2カ月以上経過しており、取り消しできない」と言われた。

（60代 男性）



ネット通販の偽サイトや大手通販サイトを装ったメールなどのリンク先に個人情報やカード情報を入力すると、その情報が第三者に不正利用され、カード会社から身に覚えのない請求を受ける恐れがあります。ネット通販は、信頼できるサイトか確認し、メールのリンク先に安易に個人情報などを入力しないことが大切です。

カードが悪用されないために、次の点に留意しましょう。

- ①利用明細は必ず毎月確認し、カードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認する。
- ②不正利用が疑われる場合には、速やかにカード会社に連絡し、利用停止の手続きと調査の依頼をする。ただし、家族が利用していたケースもあるので、家族にも確認してみる。
- ③暗証番号・パスワードの使い回しや、推測されやすいものに設定することはやめる。
- ④カード会社による調査の結果、規約違反や故意過失がなく、第三者による不正利用と判断された場合は、返金・補償されることがあるが、多くのカード会社は、一定の補償期間を定めているため、不正利用に気づいたら、一刻も早くカード会社に連絡する。